相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市宮下町一四二一番地、最後の住所東京都渋谷区神宮前二丁目二九番一―二〇二号　被相続人　亡　新里　英男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港北区大曽根一丁目五番、最後の住所横浜市港北区大曽根一丁目五番五―一四号　被相続人　亡　古宮　正通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十五日

横浜市港北区大豆戸町七一二番地四　フジビューハイツ新横浜二〇二号

相続財産管理人　司法書士　柳川　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市大正町二丁目四番地八、最後の住所川崎市高津区末長二七六番地三養護老人ホームすえなが　被相続人　亡　中河ヤヱコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十五日

川崎市川崎区榎町一番一号川崎センタービル四〇二号

相続財産管理人　弁護士　川村　拓矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市苗加一一七番地、最後の住所富山県砺波市安川二六三番地美人荘　被相続人　亡　永井　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十五日

富山県高岡市中川本町一番一二号

相続財産管理人　弁護士　樋爪　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南都留郡明見村小明見一六一七番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　廣瀬　弟一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十五日

山梨県甲府市音羽町三番三三号

相続財産管理人　弁護士　渡邊　和廣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県尾鷲市上野町七五三番地二二九、最後の住所三重県尾鷲市上野町六番三号　被相続人　亡　髙芝　秀平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十五日

名古屋市中区錦二丁目一〇番二二号シティハウス五〇三鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　文敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市吉良町吉田西高島五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小嶋　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十五日

愛知県刈谷市野田町沖野三番地三〇

相続財産管理人　鈴木　喜美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市南区上鳥羽戒光四三番地の六、最後の住所滋賀県守山市吉身二丁目一〇番四三号　被相続人　亡　松本　康彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十五日

事務所滋賀県大津市島の関一番一〇号中央団地ビル八号二階鳰の海法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩崎　敏郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市旭区新森二丁目四三八番地、最後の住所大阪市旭区大宮四丁目一九番四号　被相続人　亡　鈴江つや子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十五日

大阪市北区中之島三丁目二番四号朝日新聞ビル一一階　相続財産管理人　玉越　久義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市江田島町二五七七番地、最後の住所広島県江田島市江田島町江南一丁目二九番一五号　被相続人　亡　新宮　嘉十

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十五日

事務所広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一　室伸征司法書士事務所

相続財産管理人　室　伸征

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市新港町六番地、最後の住所福岡県大牟田市諏訪町一丁目八五番地二諏訪アパート二〇三号　被相続人　亡　酒匂　博臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十五日

福岡県大牟田市上屋敷町一丁目八番地九

相続財産管理人　堀田　雅史

任意清算公告

当社は、平成二十四年九月四日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年九月二十五日

東京都大田区北千束一丁目一六番二号

合資会社ブレスグリーン

代表社員　岡田　英貞

債権申出の催告（第二回）

当社の規約型企業年金は平成二十四年七月三十一日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十五日

静岡県沼津市吉田町三八番一号

株式会社エヌビーエス

規約型確定給付企業年金

清算人　河原井　誠

社債の全額繰上償還に関するお知らせ

当社は、株式会社ガイア・インベストメント第1回A1号・A2号責任財産限定特約付無担保社債（適格機関投資家限定）（以下「本件私募社債」と総称します。）の社債要項第十二項第五号②に定める事由が発生したことに伴い、同号に従って、次回の本件私募社債元利金支払日である平成二十四年十月十日を全額繰上償還期日として、本件私募社債の未償還残高総額及び当該日までに支払われるべき利息総額を支払うことにより、本件私募社債を全額繰上償還することとしましたので、同号に基づき本件私募社債の社債管理会社であるドイツ銀行東京支店に対して平成二十四年九月十四日付通知書にてその旨通知した上、同号に基づきここにお知らせいたします。

なお、本日現在本件私募社債の発生済未払いの遅延損害金はございません。

本件私募社債の元利金は、株式会社証券保管振替機構の業務規程その他同機構が定める規則等の定めにより支払います。

平成二十四年九月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

株式会社ガイア・インベストメント

代表取締役　横山　公一